

学習支援機材の貸出要領

福島県環境創造センター

1 利用対象者

利用対象者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校及び使用目的が環境保全、環境共生、放射線、科学全般に係る教育又は調査研究に該当すると認められる地方公共団体、法人、任意団体とする。

2 貸出期間

貸出しを受けた日から起算して、1 週間以内を目安とする。

3 貸出対象機材

表 1 のとおり。

4 申請方法

- (1) 機材の貸出しを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、機材借用申請書（様式 1）により、10 に掲げる場所まで申請するものとする。
- (2) 環境創造センター（以下「センター」という。）は、申請書類の確認を行った結果、適当と認めた場合は、機材を貸出すものとする。
- (3) 貸出しの可否については、センターより機材貸出通知書（様式 2）にて借受人に通知する。

5 機材の送付

- (2) 機材の送付は、発送又はセンターでの引き渡しとする。
- (2) 発送する場合、センターは元払いにて機材を発送する。
- (3) 借受人は機材の到着後、機材に同封される備品リストにより、機材の確認を行い、不足物、破損物等があった場合は、速やかにセンターに連絡する。
- (4) 借受人より不足物、破損物等の連絡があった際、借受人による瑕疵が認められる場合を除き、センターは代替機材を送付する。

6 機材の返却

- (1) 借受人は、貸出期間最終日から数えて 3 日以内必着で、10 に掲げる場所まで機材を返却する。
- (2) 発送により返却する場合、借受人は元払いにて機材を発送する。

7 転貸等の禁止

- (1) 借受人は、機材を第三者に転貸してはならない。
- (2) 借受人は、申請書に記載した使用目的以外の目的に機材を使用してはな

らない。

8 借受人の責務

- (1) 貸出期間中の機材の管理は、借受人の責任において適切に行うこと。
- (2) 借受人は、機材を破損し、又は紛失したときは、借受人の負担において原形に復し、又は現品を持って弁償しなければならない。ただし、センターが特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

9 その他

この要領に定めるもののほか機材の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

10 問い合わせ先

郵便番号	963-7700
住所	福島県田村郡三春町深作10-2（田村西部工業団地内） 福島県環境創造センター交流棟 コミュタン福島
電話	0247-61-5721
ファックス	0247-61-5727
電子メール	kashidashi@com-fukushima.jp

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年11月27日から施行する。

表 1 貸出機材リスト

名称	貸出品	貸出 可能数	備考
放射線測定キット	①簡易 γ 線測定器 (HORIBA PA-1100 Radi) 1 台 ②簡易 α 線測定器 (アルファちゃん) 1 台 ③簡易 β 線測定器 (ベータちゃん) 1 台 ④測定試料 4 種 (温泉場の土・モナズ石・ウラン鉱石・湯の花) 1 式 ⑤放射能鉱物標本 5 種 (燐灰ウラン石・モナズ石・サマルスキー石・タンタル石・ゼノタイム) 1 式 ⑥原子燃料鉱物標本 5 種 (燐灰ウラン石・ウラノフェン・燐銅ウラン石・閃ウラン石・ツヤムン石) 1 式 ⑦遮へい板セット 1 式	5 式	左記のうち必要なものをお選びください。
簡易霧箱実験キット	・簡易霧箱 (発泡スチロール台・シャーレ・スポンジテープ・黒画用紙・スポイト・ワークシート) 1 式	15 式	ドライアイス、無水エタノール及び LED ライトは別途準備ください。
霧箱実験キット	・Rad 社卓上霧箱本体 1 台 ・マントルガス用注射針 (α 線源) 1 本 ・溶接棒 (α 線源) 1 本	2 式	ドライアイス (240×240×50mm) 及び無水エタノールは別途準備ください。
マイクロスコープセット	・マイクロスコープ本体 1 台 ・タブレット 1 台	3 式	
GM サーベイメータ測定セット	・GM サーベイメータ (TGS-146B (日立製作所(株))) 1 台 ・測定試料 5 種 (食塩、減塩食塩、肥料、湯の花、花崗岩) 1 式	5 式	
NaI サーベイメータ	・NaI (TI) サーベイメータ (TCS-172B (日立製作所(株))) 1 台	6 式	
放射能簡易測定キット	・簡易 γ 線測定器 (HORIBA PA-1100 Radi) 1 台 ・放射能簡易測定キット (PA-K (試料測定用ボウル、スタンド、蓋)) 1 式	1 式	

名称	貸出品	貸出 可能数	備考
燃料電池 実験セッ ト	・ ライト及び設置台 1 式 ・ 太陽光パネル（ケニス(株) 大きさ：約 135×125×160 mm) 1 台 ・ 電気分解装置 1 台 ・ 燃料電池セル 1 台 ・ モーター風車 1 台	2 式	電気分解に用 いる精製水は 別途準備くだ さい。
風力発電 実験セッ ト	・ サーキュレーター（送風機）及び設置台 1 式 ・ 風力発電モデル（ケニス（株）） 1 式 ・ 電圧センサ（コンピュータ計測用センサ（(株)島津理化）） 1 台 ・ SparkLinkAir（センサ接続用インターフェイス（株）島津理化） 1 台	2 式	Spark 対応ソ フトウェア及 び端末は別途 準備くださ い。
熱発電実 験セット	・ 太陽焦熱炉（(株)ナリカ） 1 台 ・ 熱発電実験機（(株)ナリカ 小型半導体発電機） 1 台 ・ モーター風車 1 台 ・ 鍋 1 台	3 式	焦熱炉と鍋で ソーラークッ カーとしても 利用いただけ ます
光合成に よる CO ₂ 吸収実験 キット	・ 植物等観察用チャンバー（(株)島津理化） 1 台 ・ O₂センサ（コンピュータ計測用センサ（(株)島津 理化） 1 台 ・ CO₂センサ（コンピュータ計測用センサ（(株)島 津理化） 1 台 ・ Spark link Air（センサ接続用インターフェイス （株）島津理化） 1 台	2 式	観 察 試 料、 Spark 対応ソ フトウェア及 び端末は別途 準備くださ い。
水力発電 実験セッ ト	・ Spark link Air（センサ接続用インターフェイス （株）島津理化） 1 台 ・ エネルギー変換ジェネレーター（小型発電機） 1 台 ・ 電圧センサ（コンピュータ計測用センサ（(株)島 津理化） 1 台 ・ 水保持用シリンダー 1 台	2 式	Spark 対応ソ フトウェア及 び端末は別途 準備くださ い。

機材借用申請書

年 月 日

福島県環境創造センター所長 様

住 所 _____
団 体 名 _____
代表者氏名 _____
担 当 者 名 _____
電 話 番 号 _____

学習支援機材を借用したいので、下記のとおり申請します

記

- 1 使 用 目 的 _____
2 使 用 場 所 _____
3 希望借用期間 _____ 年 月 日 () から _____ 年 月 日 ()
(最大 1 週間)
4 借用機材 (*は記入不要)

貸出品 (表 1 参照)	個数	貸出者*	受取者*

※必要に応じて行を追加して御使用ください。

- 5 遵守事項
- (1) 借用日時及び返却日時を必ず守ります。
(2) 借用機材を破損・汚損しないよう心がけます。
(3) 故意または過失により機材を損傷または紛失した場合、借用者が賠償の責任を負います。
(4) 借用機材の使用にて事故が生じた場合、借用者が賠償の責任を負います。

環創セ第 号
年 月 日

様

福島県環境創造センター所長
(公 印 省 略)

機材貸出通知書

□ 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり貸出しますのでお知らせします

なお、貸出機材については、貸出期間最終日から数えて3日以内必着で返却くださいますようお願いいたします。

記

1 貸出機材

2 貸出期間 機材到着日から 年 月 日まで

3 遵守事項

- (1) 貸出機材は返却期限内の返却をお願いします。
- (2) 貸出機材を発送にて返却する場合は、元払いにて発送ください。
- (3) 貸出機材を破損・汚損しないよう取扱いには御注意ください。
- (4) 故意または過失により機材を損傷又は紛失した場合、借用者が賠償の責任を負います。
- (5) 貸出機材の使用にて事故が生じた場合、借用者が賠償の責任を負います。

□ 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、次の理由により貸出しを行うことができないことを通知します。

【貸出しを行うことができない理由】